

Q 外来魚問題とは

ブラックバスやブルーギルは、もともと日本国内には生息していない魚類でしたが、国外から食用や観賞用として持ち込まれたほか、一部の心ない釣り人が釣りの対象として放流したことなどが原因で生息域が拡大したと考えられ、現在は国内の多くの河川・湖沼で生息が確認されています。

これらの魚は北米原産の外来種で、極めて魚食性が強いことに加え、環境適応力、繁殖力ともに高いことから、全国で生態系への深刻な影響が問題となっています。

北海道の河川・湖沼等にこれらの外来魚が放流された場合、従来の生態系に多大な影響が生じる懸念があります。

ひとたび、ブラックバスやブルーギルの生息が確認された河川・湖沼等での駆除の取り組みには大変な苦勞が伴うほか、影響を受けた生態系を、再び以前の姿に復元することは極めて困難なため、これら外来魚の侵入を未然に防ぐことがなによりも重要な対策といえます。

北海道の豊かな水産資源と生態系を守るため、ブラックバスやブルーギルの放流は絶対にしないでください。

Q 外来魚とは

一般的に、ある生物が過去あるいは現在の自然分布域以外の場所に人為的に持ち込まれた場合、その生物を自然分布域以外では「移入種」と呼びます。

「外来種（外来魚）」は、外国から日本に持ち込まれた移入種（移入魚類）の意味でしばしば用いられます。

みんなの約束 3ナイ

放流をしない
放流をさせない
放流を許さない

みんなで
お魚を
守ろうね！



お願い

ブラックバス、ブルーギルを釣った場合や、密放流に関する情報がありましたら、道庁、最寄りの支庁、水産ふ化場に連絡してください。また、釣り上げたブラックバス・ブルーギルはサンプルとして提供をお願いします。

北海道水産林務部漁業管理課遊漁調整係
TEL(011)-231-4111 内線28-363
E-mail:suirin.gyokan2@pref.hokkaido.jp

北海道立水産ふ化場
TEL(0123)-32-2135

試される大地
北海道

●道では釣りを楽しむうえで、守るべきルールやマナーをホームページで紹介しています。

<http://www.pref.hokkaido.jp/srinmu/sr-gknri/turi-r-m/index.html>

ブラックバス・ブルーギルの放流は禁止されています！

刀を合わせて、北海道の魚達を守りましょう！！



北海道

放流が禁止されているのはこんな魚!



オオクチバス
[Large Mouse Bass]

- 一般的にブラックバスと呼ばれている魚です。
- 北米大陸の東中央部が原産とされ、温水性で湖沼などの水草帯の止水域を好みます。
- 産卵は水温が約16度以上になると産卵し、卵や稚魚は雄親が守ります。
- 魚食性が非常に強く、単独で待ち伏せし、主に小魚などを捕食します。



ブルーギル
[Bluegill]

- 北米大陸の東南部原産、岸よりの流れが緩く、障害物の多いところに生息します。
- 雑食性で水中昆虫やエビ類、水草などのほか、魚の卵や稚魚を好んで捕食するため、ブラックバスより問題となる場合もあります。
- 産卵は、オオクチバスよりも高い水温で行われ、雄が卵がふ化し稚魚が育つまで守ります。

ブラックバスの生態



コクチバス
[Small Mouse Bass]

- 北米大陸の東南部原産とされ、冷水性で深くて透明な湖沼や河川の岩盤域を好むため、道内の河川への影響が強く危惧されています。
- 産卵はオオクチバスよりもやや低い水温で行われ、オオクチバス同様、雄親が卵や稚魚を守ります。
- 魚食性が非常に強く、小魚などを群れで追跡し捕食します。
- 本州では、近年生息域が急速に拡大しており、オオクチバスよりも、問題となっている地域も見受けられます。

ブルーギルの生態

どうない かわ 湖沼 ぬま
道内の川や湖・沼では、
ブラックバス・ブルーギルの
ほうりゅう さんし
放流は禁止です。



外来魚の侵入防止に向けた

対策

外来魚の生息が全国的に広がりを見せ、生態系への影響が危惧されるようになってきたため、沖縄県を除き、北海道を初めとする全国の都道府県で、ブラックバスやブルーギルの移植を禁止しており、なかには、釣り上げたブラックバスやブルーギルのリリースを禁止している地域もあります。また、多くの都道府県でブラックバスやブルーギルの生態の調査、駆除活動を実施しており、北海道においてもこれらの魚種の拡散防止に向けた生息状況や生態の調査、および駆除対策を実施しています。

北海道の規則

～移植の禁止～

次に掲げる魚種（卵を含む）を内水面に移植してはならない。

- 1 ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス風の魚をいう。）
- 2 ブルーギル

（罰則）上記の規定に違反した者は、6カ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

